

働き方改革 無料相談ご利用のお知らせ

いつも大変お世話になっております。

厚生労働省山口労働局「働き方改革サポートオフィス山口」と申します。
現在長門商工会議所様に月2回働き方改革相談窓口を設置していただき、
無料での相談を受け付けています。

- ・ 同一労働同一賃金について（日本郵便格差訴訟判決に基づいた今後の対応等）
- ・ 勤怠管理について（出勤時間&退勤時間の管理方法）
- ・ 年次有給休暇について（付与の仕方・管理台帳の作り方）
- ・ 時間外労働割増手当、休日出勤割増手当の正しい計算の仕方について
- ・ 就業規則（従業員10名以上の企業は義務）の作成について
- ・ 収益向上に係る助成金について

など



上記のようなご相談を、「働き方改革サポートオフィス山口」所属の社会保険労務士がお答えします。**長門商工会議所様にご予約の上**、この機会にぜひ無料相談をご利用ください。

無料相談窓口

■開設日

11月11日(水)	1月13日(水)	3月10日(水)
11月25日(水)	1月27日(水)	3月24日(水)
12月9日(水)	2月10日(水)	
12月23日(水)	2月24日(水)	

■開設時間 全日程 13:30~16:30

※各会員様最大1時間の相談時間です。

お問い合わせ先

働き方改革サポートオフィス山口

山口市下東1丁目7-37 アネックス鳳陽 B101

☎ 0120-172-223